

**風水害時の一時的な避難所における
新型コロナウイルス感染症への対応について**

**沼津市 危機管理課
令和 2 年 8 月**

はじめに

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況下での、避難所の開設・運営については、感染拡大を予防するための環境づくりが大切です。この文書は、避難所開設・運営時に配備職員等が行う基本的な手順を整理したものです。

風水害時の避難所における新型コロナウイルス感染症への対応

1 想定

豪雨や台風等の風水害時の一時的な避難所

2 住民への事前周知（危機管理課が実施）

(1) 健康状態の自己確認の周知

- ・避難前の検温実施を要請する。
- ・「息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある。」、「重症化しやすい高齢者や妊婦、持病がある方で比較的軽い風邪の症状がある。」、「比較的軽い風邪の症状が続く。」方は避難所への避難を控え、帰国者・接触者相談センターへ連絡してもらう。

静岡県帰国者・接触者相談センター連絡先

平日 8:30~17:15	電話 050-5371-0561
	050-5371-0562
	FAX 054-281-7702
上記以外の時間 (土日祝含む)	電話 050-5371-0561
	FAX 054-281-7702

(2) 避難所以外への避難要請等の周知

避難所における密閉、密集、密接の3密状態を防ぐため、周知を行う。

- ・自宅の安全が確保できる場合は避難所に行く必要がないことを周知する。
- ・自宅内での垂直避難や、安全が確保できる親類、知人宅等への水平避難を要請する。
- ・天候等の状況によっては、浸水・土砂災害のおそれがない場所での車中泊避難を要請する。

※車中泊の場合は定期的に身体を動かすなど、エコノミークラス症候群にならないよう留意する。

(3) 避難所へ避難する際の持ち物の周知

- ・避難する際にマスク（ない場合は代用となるタオル・手ぬぐい）、手指消毒液、体温計等の持参を要請する。

3 避難所内の対応策

新型コロナウイルス感染症の場合は、原則として軽症者であっても避難所に滞在することは適当でないことに留意し、以下の対応とする。

(1) 避難所受付時のスクリーニング

体調不良者の早期発見と把握のために避難者の健康観察を行う。

- ・健康チェックを行い、避難者を振り分ける。
- ・発熱(37.5度以上)、咳等の有症状者には医療機関の受診を促す。
- ・天候等の状況により、受診が困難な場合は専用スペースへ誘導する。
- ・有症状者とその家族については、感染予防の観点から、同一の専用スペースへ誘導する。

(2) 避難所内でのスペース確保

各避難所の状況を踏まえ、十分な換気を行い、スペース確保に努める。

① スペースの確保

- ・避難者(家族)間で概ね2mの間隔を確保する。

国：家族間の距離1m以上 できれば個人間の距離2m(最低1m)

県：1名あたり3㎡ 個人又は家族ごとに2m程度の間隔を保つことを目安

- ・通路を多めに配置する。
- ・定期的に換気を行う。

② 発熱、咳等の症状がある者のための専用スペースの確保

- ・可能な限り個室を確保する。(困難な場合は段ボール間仕切りを設置)
- ・避難時には症状が無くても、発症した際の段ボール間仕切り設置等に対応できるよう、避難者の誘導に留意する。

(3) 配置する資機材

対応に必要な資機材として、以下のものを配置する。

- ・コンテナボックス・マスク・手袋・フェイスシールド
- ・手指消毒用液(アルボナースほか)・資機材消毒用液(エタノールほか)
- ・体温計・石鹼・啓発用ポスター・ペーパータオル
- ・ゴミ袋・ゴミ箱(段ボール)・間仕切り(段ボール)・養生テープ
- ・(※プライベートルーム)※個室が確保できない避難所に配置

(4) 資機材の適切な使用

感染症対策用の資機材を活用し、感染拡大を防止する。

- ・避難所や居室出入口付近に手指消毒液を設置する。
- ・適宜、消毒液の補充を行う。
- ・ポスターの掲示により、うがい手洗いや咳エチケット等の衛生管理の啓発をする。
- ・手すり、ドアノブなど、共有部分の消毒は定期的に行う。
- ・マスク、手袋、フェイスシールド等使用時の着脱に留意する。

※(マスク・手袋の装着手順)

- ①手指を消毒する。
- ②マスクを鼻の形に併せて装着する。
- ③手袋を装着する。手袋をした手で顔を触らないよう注意する。

(マスク・手袋の脱着手順)

- ①片方の手袋を脱ぐ。内側（清潔部分）に触れないように注意する。
- ②脱いだ手袋の内側部分でもう片方の手袋を脱ぐ。
- ③ゴミ入れに距離を保って捨てる。
- ④マスクを脱ぐ前に手指消毒をする。
- ⑤マスクのゴム部分を持って外す。本体には触れないよう留意。
- ⑥ゴミ入れに距離を保って捨てる。

(5)対応する職員の留意点

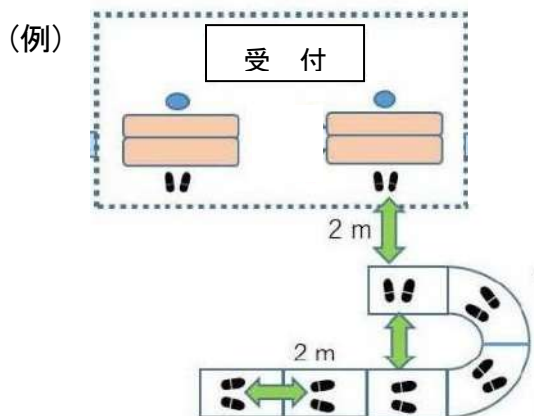
避難者だけでなく、対応にあたる職員も基本的な対策を徹底して行う。

- ・避難所開設前及び開設中は特に自身の体調をよく確認する。
- ・頻繁に手洗い、手指消毒をするとともにマスクの着用等を徹底する。
- ・避難所内での声掛け等、避難者の健康状態の把握につとめる

4 フロー

①避難者受入れ前の設営

- ・ 入口付近に手指消毒液を設置しポスター（感染症対策へのご協力のお願い）を掲示。
- ・ 受付付近の避難者の立ち位置を養生テープで貼付。



- ・ トイレ等の手洗い場に石鹸を設置。
- ・ 手洗い場付近に手指消毒液を設置。
- ・ 避難者の視界に入る場所に啓発ポスター（ソーシャルディスタンス）を掲示
- ・ 段ボール間仕切り、プライベートルームを設置（個室が確保できない場合）。
- ・ 職員はマスク、手袋、フェイスシールドを着用。

②手指消毒

避難者が避難所へ入る際に、入口付近に設置した手指消毒液を用いて消毒をさせる。

③受付

受付の位置は、避難者の間隔を約2m確保するため、可能な限り行列が屋外に及ばない位置に設置する。避難者に健康状態チェックシート（別紙）を記入させるとともに、利用者名簿に、氏名、性別、自治会、入所時間、電話番号を記入させる。チェックシートの結果から避難者を目安表（別紙）に基づき下記の3区分に振り分ける。

・ A「濃厚接触者」

感染の可能性が非常に高いため、避難所に入室させない。本人から帰国者・接触者相談センターへ連絡させる。

・ B「有症状者」

感染の可能性があるため、本人から帰国者・接触者相談センターへ連絡させる。医療機関の受診や、避難所以外への避難が困難な場合は、受付後に専用スペースへ隔離する。

・C「一般」

一般の避難スペースへ入室するが、高齢者、妊産婦、乳幼児、障害者や呼吸器疾患、糖尿病、その他の持病がある人は、要観察者として体調の変化を確認する必要がある。

体温計は避難者数に対して不足が想定されるため、原則として避難前に検温した体温を自己申告させる。

- ・筆記用具、接触型体温計は毎回消毒して使用。
- ・受付の机も適宜消毒を行う。

※この時点で発熱や咳等の症状があった場合には、避難所以外(車中、知人宅、自宅2階等)への避難を要請する。

上記の要請が不可能な場合(荒天、移動手段の確保が困難等)や、避難所滞在中に体調不良を訴えた者は他の避難者とは隔離する措置を取る。ただし、発熱者等の症状が悪化した場合、速やかに医療機関等を案内するほか、重度の呼吸困難等、生命の危険があることが明らかな場合には、直ちに救急搬送を依頼する。

④手洗い・消毒

避難者の受付終了後、入室前に石鹸での手洗い又は、手指消毒液での消毒をさせる。

⑤入室

避難所居室内へと避難者を案内し、避難者同士が「密接」をしない間隔(約2m)をできる限り確保する。

- ・有症状者を居室へ誘導する際には、一般者とは動線を分離すべきである。しかし、避難所の構造上動線の分離が不可能な場合においては、一般者と有症状者の誘導の際に、一方の移動を止めるなどし、時間的な分離を図る。
- ・校舎を使用する避難所の場合は、児童・生徒の安全確保のため、原則的に有症状者を校舎内へは誘導しない。

⑥隔離

受付時や避難所滞在中に体調不良を訴えた者は、一般の避難者とは隔離する必要があるため、可能な場合には個室へ誘導する。個室が無い場合や、十分なスペースが確保できない場合には、一般の避難者スペースに段ボール間仕切り等を設置し收容する。

- ・有症状者用の個室の入口ドアは入退室時以外は常時閉める。
- ・個室の候補については別表を参照。

⑦換気

窓は常時開放が好ましいが、荒天の場合は最低でも 30分に1回、5分～10分程度の換気を行う。

- ・定期的に巡回を行い、避難者の体調変化等の把握に努める。
- ・手すりやドアノブ、電灯スイッチ等の共用部は頻繁に消毒を行う。

⑧避難所閉鎖

消毒液等を用いて、使用箇所について適切に消毒を行う。

- ・資機材消毒液とペーパータオルを用いて資機材、共用部の拭き取りをする。
- ・避難所内で発生したゴミは、直接触れることがないように、しっかりとしばり、二重にゴミ袋に入れ、避難所閉鎖後に危機管理課にその所在を報告する。
- ・ゴミ袋を扱う際には必ず、マスク、手袋を着用する。
- ・ゴミを処理した後は、石鹸を使い、流水で手をよく洗う。

健康状態チェックシート

日時： 月 日 時 分

氏名： _____ 体温 _____ °C

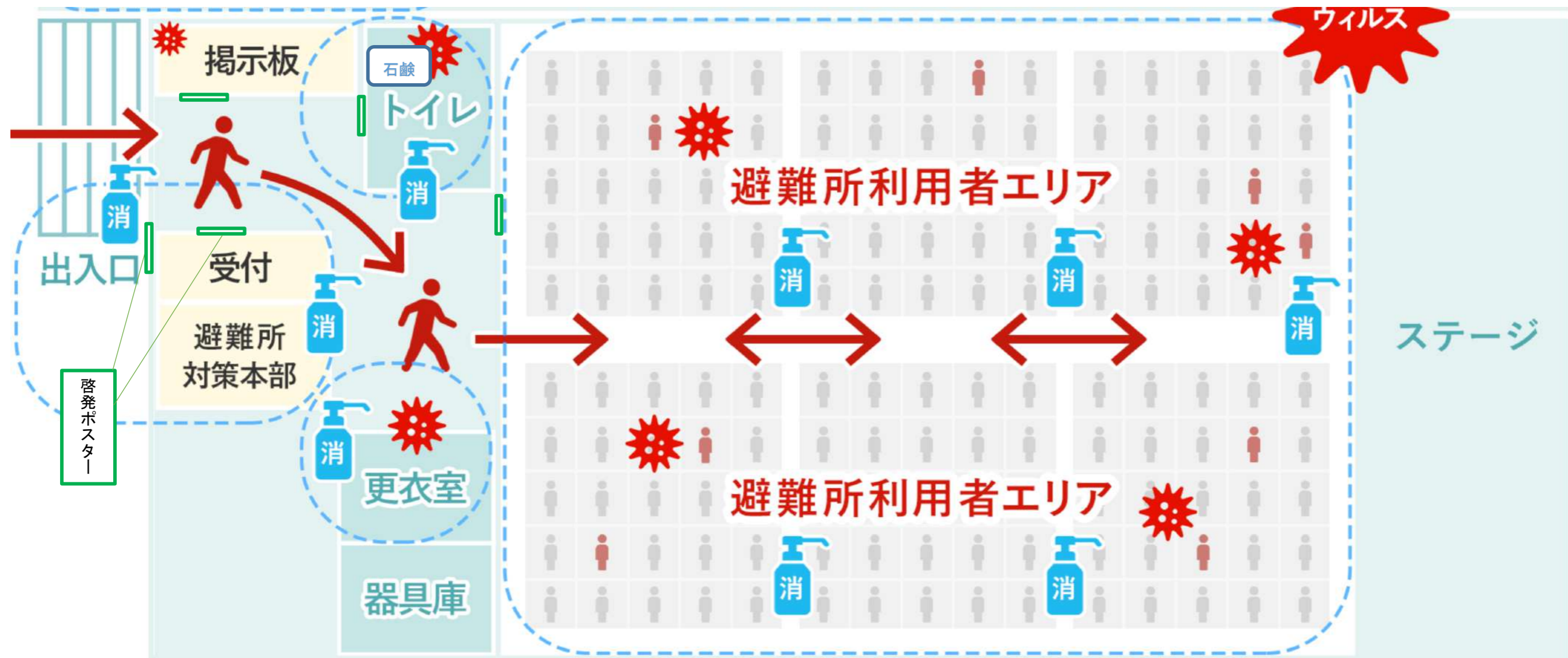
1	保健所等から濃厚接触者と言われている	はい・いいえ
現在のあなたの身体症状についてお伺いします		
2	風邪や発熱(37.5 度以上)の症状が数日間続いている	はい・いいえ
3	強いだるさや息苦しさがある	はい・いいえ
4	味覚・嗅覚異常がある	はい・いいえ
5	<p>その他、気になる症状がある</p> <p>⇒「はい」の方のみ</p> <p>いつから、どんな症状がありますか</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>時期：</p> <p>症状：</p>
6	<p>呼吸器疾患、糖尿病、その他の持病がある</p> <p>⇒「はい」の方のみ</p> <p>持病について記入してください</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>持病名：</p>

避難スペース区分（ゾーニング）の目安表

ゾーン	感染症区分	判断基準 (健康チェックリスト項目)	対応
A	濃厚接触者	項目1に 「はい」が付いた人	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国者・接触者相談センター等に連絡させる等、早急に対応し、避難所に滞留させない。 <p>⇒感染の可能性が非常に高いため、避難所に入室させない</p>
B	有症状者	項目2～5で一つでも 「はい」が付いた人、 またはその家族	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅、知り合い、親戚宅等などへ在宅避難または車中泊避難を提案する。 ・医療機関での(早急な)PCR 検査等の必要があり、避難所には一時的な滞在とするのが理想。 <p>⇒受付後、専用スペースへ隔離する</p>
C	その他一般	項目6に「はい」がついた人及び、各項目に 「はい」が付かなかった人	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、妊産婦、乳幼児、障害者は、避難スペースに配慮する。 ・呼吸器疾患、糖尿病、その他の持病がある人は、要観察者として体調の変化を確認する。 <p>⇒受付後、一般避難スペースへ誘導する</p>

※AB ゾーンの対象者は、医療機関等への受診が原則である。

配置イメージ

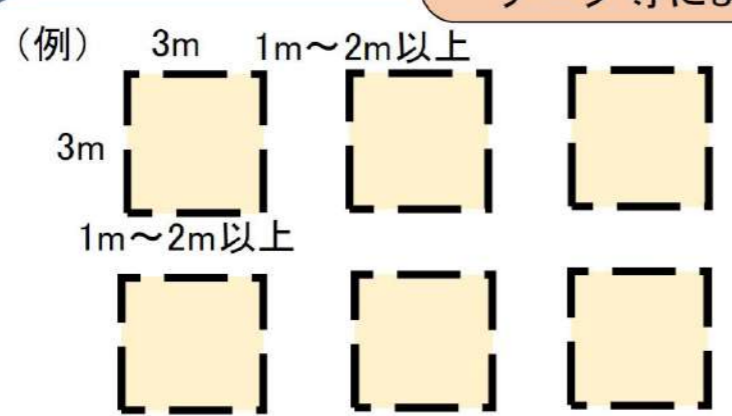


健康な者の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

- 体育館のような広い空間において、健康な者が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦等が滞在这种情况下には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

テープ等による区画表示

(例) 3m 1m~2m以上

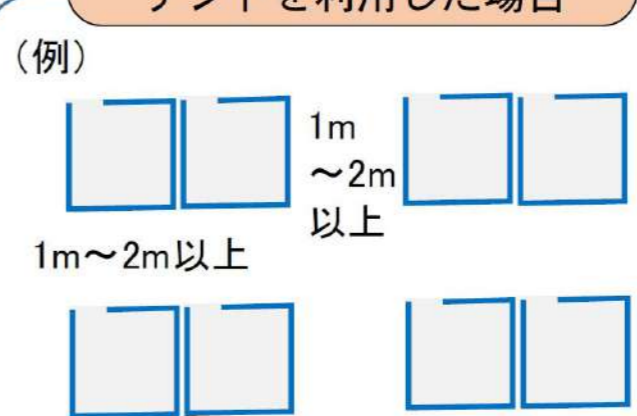


- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
- 家族間の距離を1m以上あける


※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

テントを利用した場合

(例)



- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策に十分注意することが必要



パーティションを利用した場合

○ 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにするのが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

(例)



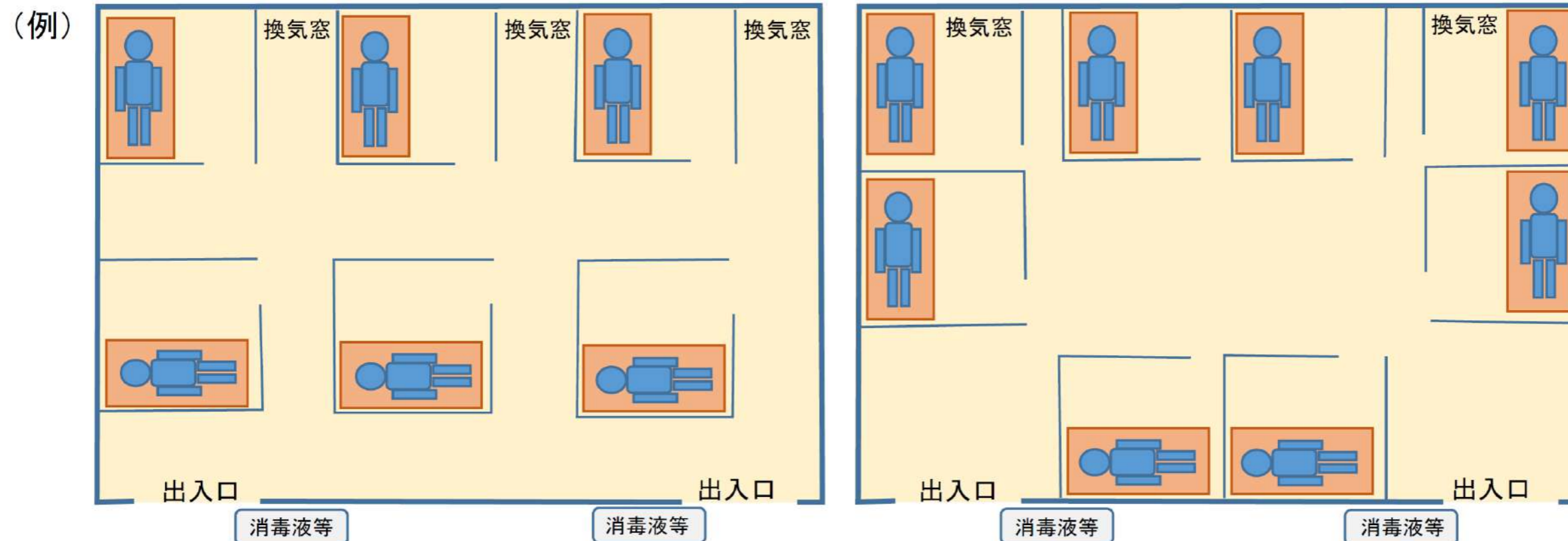


※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

発熱・咳等のある者や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

- 発熱・咳等のある者は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保する。
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある者より優先して個室管理とする。



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにするのが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

- ・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
- ・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
(例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

手袋・マスクの外し方

①片方の手袋を脱ぐ
※内側に触れないように注意



②脱いだ手袋の内側部分でもう片方の手袋を脱ぐ



③距離を保って捨てる



④マスクを外す前に手指消毒をする



⑤ゴム部分をもって外す
※マスク本体には触れないように注意



⑥手袋と同様に距離を保って捨てる



	風水害時開設見込み避難所 体調不良者避難スペース候補	2部屋以上有・無	1	2	3	4	5	6
1	第一地区センター（第一小学校）	有	1F和室	1F会議室	2F体育館			
2	第二地区センター	有	2F和室	2F多目的室				
3	第二小学校	有	2F和室	2F多目的ホール				
4	第三地区センター（第三中学校）	有	1F和室	1F小会議室	1F中会議室	1F大会議室	2F体育館	
5	第四地区センター	有	3F大会議室	4F和室	4F会議室	4F集会室		
6	第五地区センター（第五中学校）	有	1F和室	1F会議室	1F図書室	2F体育館		
7	門池地区センター	有	2F和室	2F小会議室				
8	金岡地区センター（金岡小学校）	有	1F和室	1F小会議室	1F図書室	1F大会議室	2F体育館	
9	愛鷹地区センター	有	2F和室	2F特別室	2F図書室	2F講座室	1F会議室	
10	片浜地区センター（片浜小学校）	有	1F和室	1F小会議室2	1F大会議室	1F図書館	2F体育館	
11	今沢地区センター	有	2F和室	3F大会議室				
12	大平地区センター(大平小学校)	有	1F和室	1F図書室	1F集会室	2F体育館		
13	静浦地区センター(静浦小中一貫校)	有	1F和室	1F大会議室	2F体育館			
14	内浦地区センター	有	1F和室	1F図書室	2F大会議室			
15	戸田地区センター	有	2F和室	1F高齢者交流ルーム	2F会議室1	2F会議室2	2F会議室3	会議室4
16	我入道コミュニティ防災センター	有	1F和室	1F図書室	2F多目的室			
17	沢田小学校	有	体育館内会議室	体育館				
18	大岡小学校	無	体育館					
19	大岡南小学校	有	体育館内会議室	体育館				
20	大岡中学校	有	体育館内会議室	2F男子更衣室	2F女子更衣室	体育館		
21	愛鷹小学校	無	体育館					
22	長井崎中学校	有	体育館内会議室	体育館				
23	西浦小学校	有	2F体育館内和室	2F体育館内会議室	体育館			
24	原東小学校	有	体育館内会議室	体育館				
25	原小学校	有	体育館内会議室 (施錠 鍵所有)	体育館				
26	原中学校	有	2F体育館内武道場	体育館				
27	浮島小学校	有	体育館内会議室	体育館				
28	沼津市民文化センター	有	2F和室1	2F和室2	2F第一会議室	2F第二会議室	2F第三会議室	
29	今沢小学校	無	体育館					
30	戸田中学校	無	体育館					
31	香貫小学校	無	体育館					